



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
コムチュア株式会社
代表取締役会長 向 浩 一
(コード番号: 3844)
問い合わせ先 取締役経営企画本部長 田村 誠二
電話番号 03 - 5745 - 9700

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 21 日開催の取締役会において、下記の通り平成 24 年 6 月 21 日開催予定の当社第 28 期定時株主総会に「定款一部変更の件」として付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 単元未満株主の管理の効率化を図るために単元未満株式についての権利を合理的な範囲のものと
するよう、定款変更案第 6 条として所要の規定を新設するものであります。
- (2) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第 46
条（剰余金の配当等）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 6 条（自己の株式
の取得）を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 24 年 6 月 21 日
定款変更の効力発生日(予定)	平成 24 年 6 月 21 日

以 上

(別紙)

<定款変更の内容>

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
[新設]	(単元未満株式についての権利)
	第6条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
	2 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
	3 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
	4 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(自己の株式の取得)	[削除]
第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規程に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。	
第7条～第44条 (条文省略)	第7条～第44条 (現行どおり)
(期末配当金)	[削除]
第45条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。	
[新設]	(剰余金の配当等)
	第45条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
	2当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。
(中間配当金)	[削除]
第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。	
(期末配当金等の除斥期間)	(配当金等の除斥期間)
第47条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。	第46条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。	2 未払の配当金には利息をつけない。

以 上